

熊野町オープンデータ推進に関する基本方針

(令和2年4月)

本方針は、国が策定した「電子行政オープンデータ戦略（※1）」及び「官民データ活用推進基本法（※2）」に依拠する「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（※3）」を踏まえ、熊野町がオープンデータを推進する上での基本的な考え方並びに取り組みの方向性を示すものである。

第1章 オープンデータ推進の目的・基本原則

1 オープンデータとは

インターネットを通じて誰でも入手可能であり、機械判読が容易な形式かつ誰でも自由に二次利用できるライセンスで公開されたデータ（営利、非営利目的を問わない）のことをいう。

2 オープンデータ推進の目的

（1）町民生活の利便性の向上

「電子行政オープンデータ戦略」にあるとおり、公共データは町民の共有財産として活用されるべきである。オープンデータ化により町民一人ひとりがデータ利活用の恩恵を受け、町民生活の利便性の向上が図られることが肝要である。

（2）協働の推進と地域課題の解決

本町のまちづくりの理念の一つである「協働のまちづくり」に基づき、町民、教育機関、企業等（以下、「町民等」という。）と公的データを共有することで、このデータを指針として、より一層協働の推進が図られ、地域課題の解決に向けた活発な動きが期待される。

（3）地域経済の活性化

様々な分野でオープンデータを活用することで、ベンチャー企業等による多様な新サービスの創出が期待でき、地域経済の活性化が期待される。

（4）町政の透明性及び信頼性の向上

本町が保有しており、政策立案等に用いられたデータを公開することで、町民等は町の施策について十分な分析、判断を行うことが可能になり、町政の透明性及び信頼性の向上が図られる。

（5）町政の高度化及び効率化

町政においてもオープンデータ活用により得られた情報を根拠として政策や施策の企画及び立案が行われることで（EBPM：Evidence Based Policy Making）、町政の高度化及び効率化が図られる。

3 推進のための基本原則

（1）データの公開指針

町の保有する公的データは積極的に公開する。ただし、法令や条例等による制約がある場合を除く。

(2) 機械判読に適したデータ形式での公開

データ利用者が作成するアプリ・サービスへの取り込みやデータ分析が容易に行えるよう、機械判読に適した CSV 等のデータ形式で公開することを原則とする。ただし、データ作成及び更新に係る職員の作業負荷については、可能な限り軽減する方法を選択する（紙などの非デジタルデータはスキャン等の方法により PDF 形式で公開する等）。

(3) データの利活用について

公開されたデータは町民の共有財産であり、これらの活用にあたっては原則として本町からの制限は設けない。また、データの二次利用により第三者が損害を被った場合、本町はその責を一切負わないものとする。

第2章 オープンデータの公開・運用基準

1 オープンデータの公開及び運用に関する基準の策定

本町の情報をオープンデータとして公開し運用を行っていくため、「熊野町オープンデータ公開・運用基準」を策定するものとする。

2 推進及び管理体制

オープンデータの推進及び管理は、熊野町電子自治体化推進本部の下で全庁的な体制によって推進する。

第3章 方針の見直し

1 本方針の見直しについて

今後、将来にわたっての技術動向や地域情勢の変化並びに国の動向を踏まえ、必要があると認めた場合には、本方針の見直しを行うものとする。

(用語)

※1 公共データ活用促進のための基本戦略として、平成28年7月に策定された。
意義及び目的として、①透明性・信頼性の向上、②国民参加・官民協働の推進、③経済の活性化・行政の効率化 が定められている。

※2 国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境を実現することを目的として、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する基本理念を定めたものであり、平成28年12月に発令された。

※3 官民データ活用推進基本法の基本理念を踏まえ、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できる包括的な「デジタル社会」の実現に向けた重点計画をとりまとめたものであり、令和元年6月に閣議決定された。

特に、①G20を軸とした国際対応、②社会全体のデジタル化、③社会実装及びインフラ構築の3点を主要なビジョンとしている。